

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
シエラレオネ	食糧援助に関する日本国政府と シエラレオネ共和国政府との間 の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2019.2.26 フリータ ンで (同日)	日本側 姫野 勉 在シエラレ オネ大使 シエラレオネ側 カババ外務・国際協力大臣	2019.3.11 74号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。